

低入札価格調査制度と最低制限価格制度について

■ 低入札価格調査制度

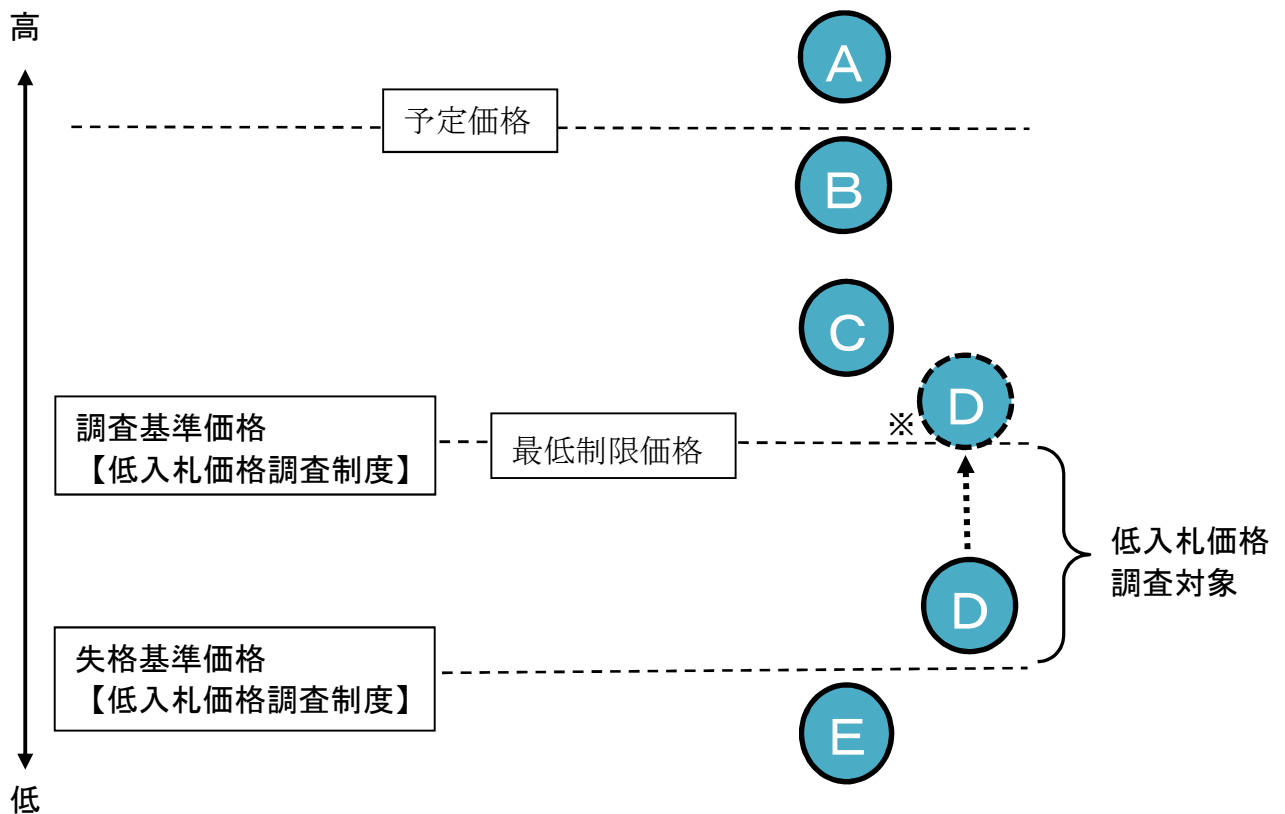
総合評価方式で入札を行う工事において、「評価値」の最も高かった業者の入札額が「調査基準価格」を下回る価格で入札があった場合、工事の適正な履行が可能かどうか調査を実施する制度です。

なお、「失格基準価格」を下回った場合は、調査は実施せず失格となります。

■ 最低制限価格制度

入札額が「最低制限価格」を下回った場合は、失格となります。

低入札価格調査制度と最低制限価格制度のイメージ



業者	【低入札価格調査制度】の場合	「最低制限価格制度」の場合
A	予定価格超過	予定価格超過
B	評価値が一番高い場合、落札候補者となる。	予定価格以下、最低制限価格以上だが、Cより価格が高いため落札不可
C	評価値が一番高い場合、落札候補者となる。	落札候補者
D	評価値が一番高く、低入札価格調査の結果、履行可能と判断された場合、落札候補者となる。 ※評価値の算出は、入札価格を調査基準価格に置き換える。	最低制限価格未満のため失格
E	失格基準価格未満のため失格	最低制限価格未満のため失格